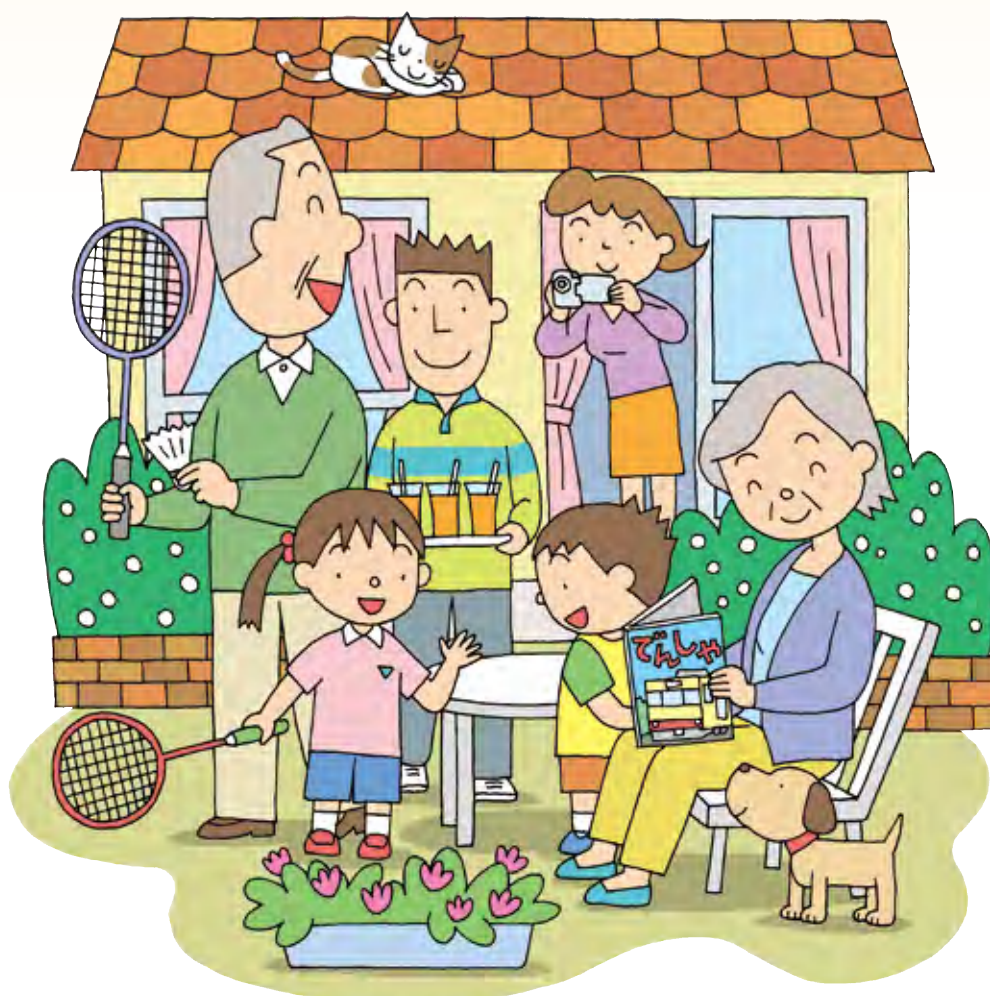


令和7年度版

いつまでも このまち この家で
いきいきと 暮らすために

まごころ

春日市の介護保険と高齢者サービス



みんなで春をつくろう

春日市

もくじ

介護保険制度のしくみ

- ▶ みんなで支えあう制度です 3
- ▶ 介護保険の被保険者 4
- ▶ 介護保険の保険証や介護保険負担割合証が交付されます 5

介護保険料

- ▶ 介護保険料は大切な財源です 6
- ▶ 40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料 7
- ▶ 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料 8
- ▶ 介護保険料についてのQ&A 11

サービスの利用のしかた

- ▶ 申請から認定までの流れ 12
- ▶ サービス利用までの流れ 14
- ▶ 認定についてのQ&A 16

利用者の負担

- ▶ 費用の一部を負担します 18

利用できるサービス

- ▶ 介護保険で利用できるサービス 22

介護予防・日常生活支援総合事業

- ▶ サービス・活動事業 30
- ▶ 一般介護予防事業 31

地域包括支援センター

- ▶ 地域包括支援センターを利用しましょう 32

介護保険以外のサービス

- ▶ 高齢者福祉サービスなど 33
- ▶ 権利擁護のためのサービス及び制度 36
- ▶ 介護をしている方の相談 37
- ▶ 若年性認知症に関する相談 37
- ▶ 認知症について 38
- ▶ 筑紫医師会の「ものわすれ相談事業」 39

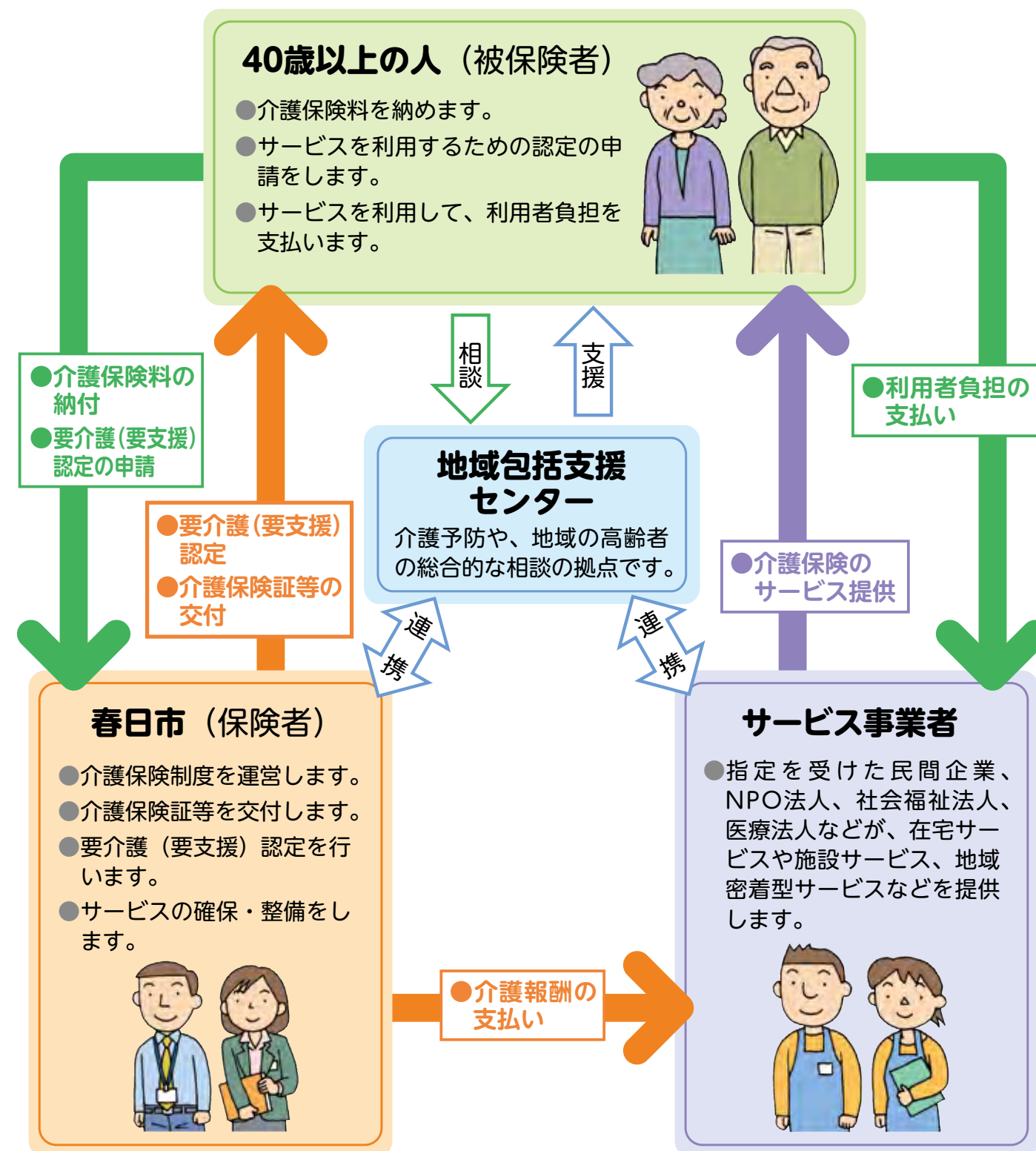


※厚生労働省の資料に基づいて作成していますが、内容については今後変更されることがあります。

介護保険制度のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。みなさんの住む春日市が運営しています。

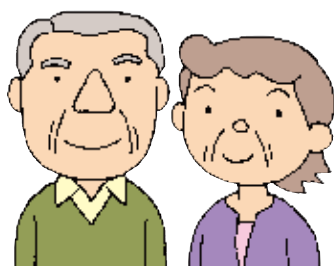


介護保険の被保険者

40歳以上の人は、春日市が運営する介護保険の被保険者です。

被保険者は年齢により2種類に分かれ、65歳以上の人は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者となります。

65歳以上の人は第1号被保険者

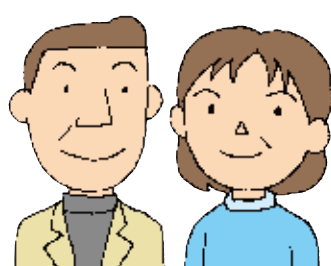


サービス利用できるのは
介護や支援が必要であると
認定された人

どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、届出が必要です。示談前に市高齢課へ連絡してください。

40～64歳の人は第2号被保険者



サービス利用できるのは
特定疾病により介護や支援が必要であると認定された人

特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要となった場合は、対象になりません。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障がいを起こす病気で、16疾病が指定されています。

- がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の保険証や介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の保険証



一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

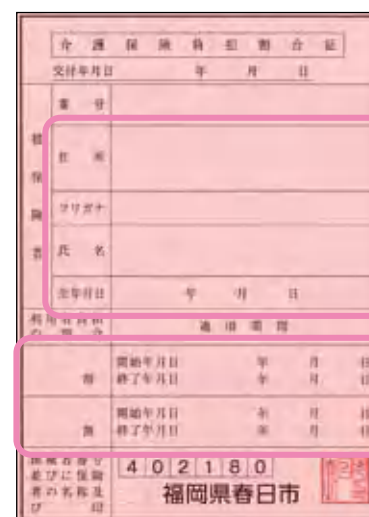
- 65歳に到達する前月に郵送します（手続は不要です。）。
- 40～64歳の人は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに
必要です

- ★要介護（要支援）認定の申請をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき など

介護保険負担割合証



介護保険で認定を受けた人などに、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています。

●有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。

■認定を受けた人や総合事業を利用する人に、毎年交付されます。

住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています

こんなときに
必要です

- ★サービスを利用するとき

教えて！介護保険



介護保険のサービスを利用するつもりがないので、介護保険に入らなくてもよいですか。

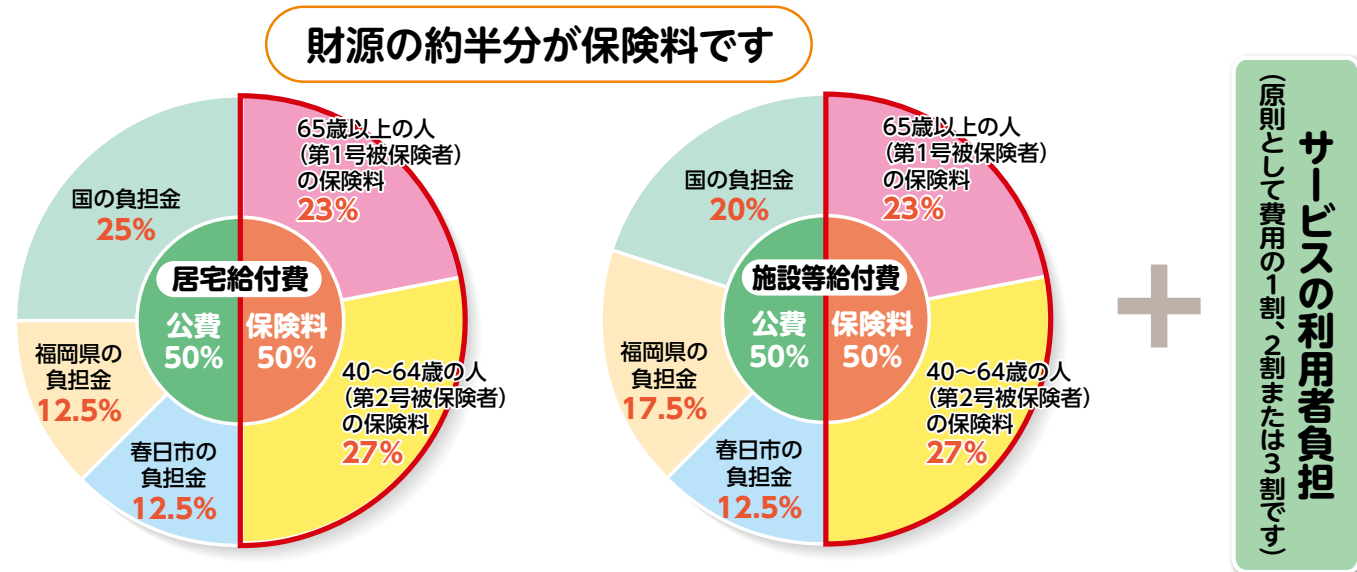


介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が被保険者となるので、手続きをしなくても自動的に介護保険に入ることになります。外国籍の人も、短期滞在などを除き、介護保険の被保険者となります。

介護保険料は大切な財源です

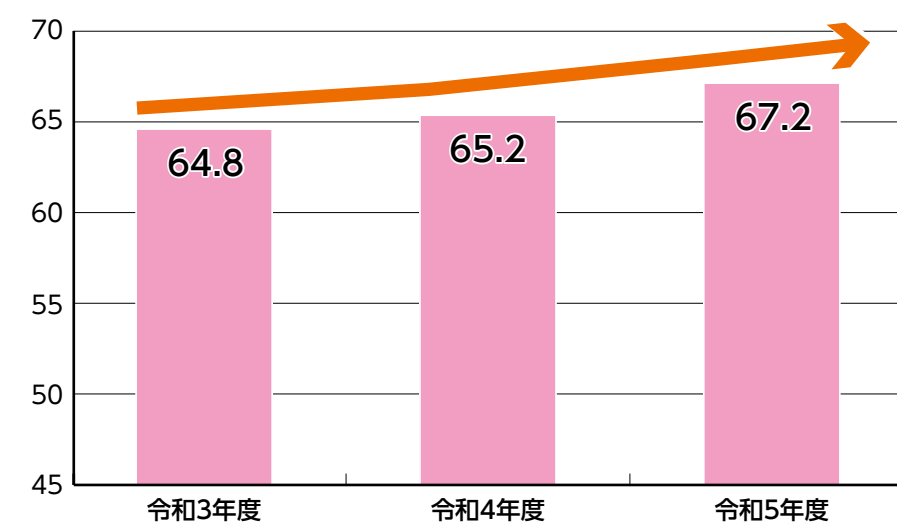
介護保険は、公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



高齢化に伴い、介護保険給付費も年々、増大しています。
介護保険制度では給付費が伸びると保険料も増える仕組みになっています。

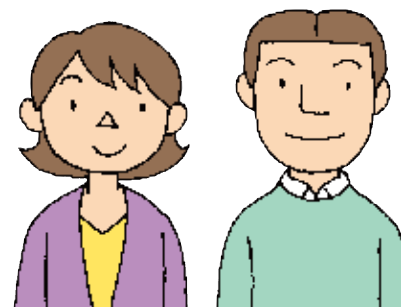
単位（億円） 保険給付費の推移



40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料

国民健康保険や職場の健康保険など、その人が加入している健康保険の保険料算定方法に基づいて金額が決められ、健康保険の保険料とあわせて納めます。各医療保険が徴収した介護保険料は、社会保険診療報酬支払基金に全国分が一括して集められ、そこから各市町村に配分されます。

国民健康保険に加入している人



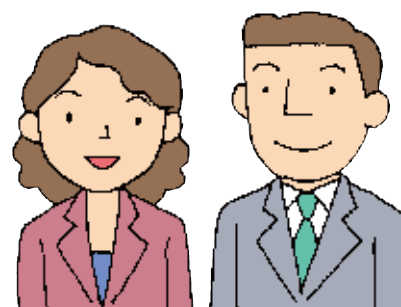
決め方

世帯に属している第2号被保険者（40～64歳の人）の人数や、所得などによって決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入している人



健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

医療分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

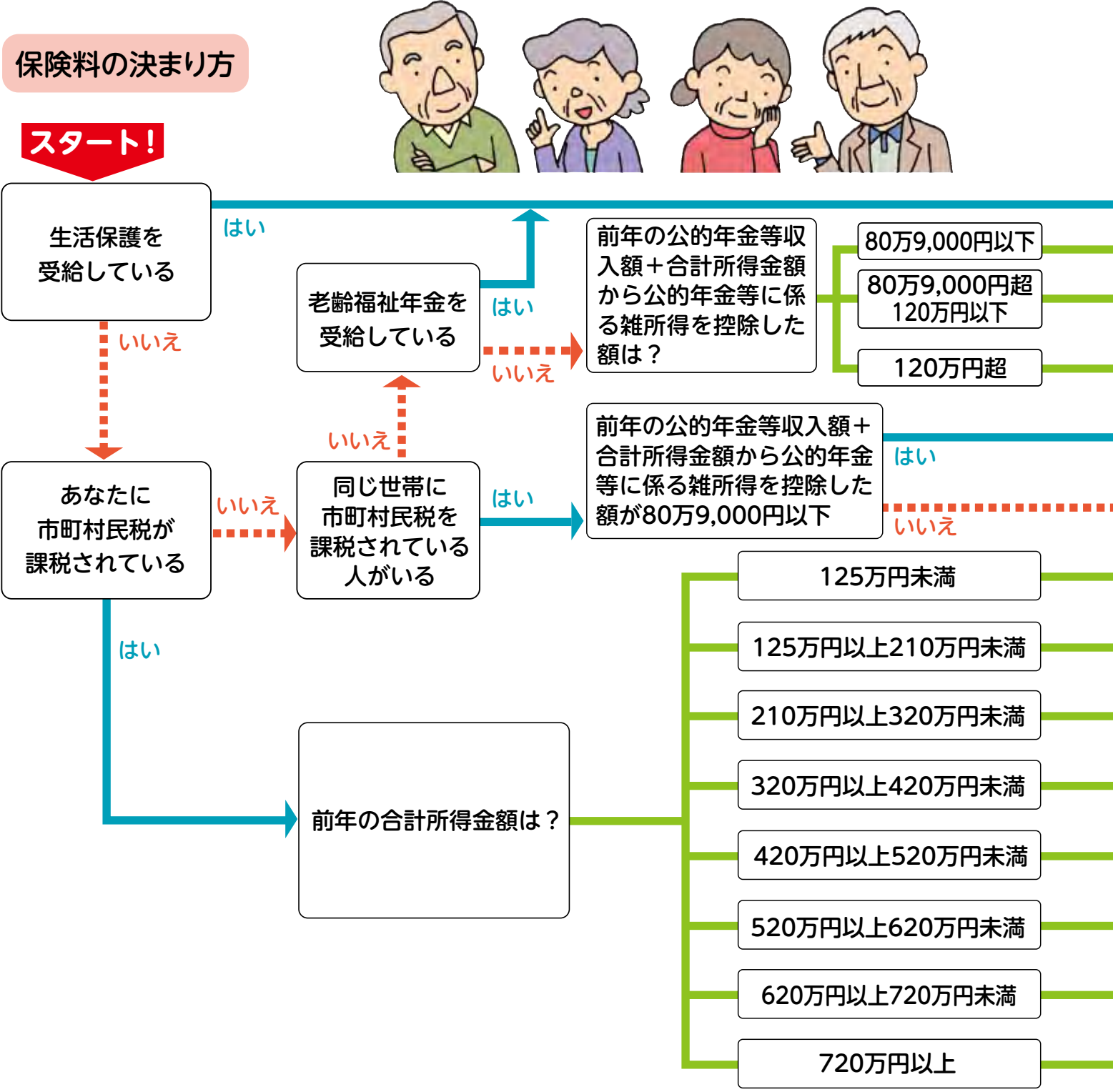
※40～64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

65歳以上の人介護保険料は、春日市の介護保険サービス事業にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。
あなたの保険料を確認してみましょう。

保険料の決まり方

スタート！



介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

71,400円
基準額(年額)

=

春日市で介護保険の給付にかかる費用(3年間の総額)

×

65歳以上の人の負担分(23%)

=

春日市の65歳以上の人数(3年間の延べ人数)

- 老齢福祉年金とは…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を上限に控除した金額を用います。なお、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のある場合は、合計所得金額から控除した額を用います。

令和7年4月から 第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる金額が、80万9,000円に変わりました。

第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料（令和7年度）

所得段階	区分	対象者	基準額に対する保険料率	保険料年額
第1段階	本人が市町村民税非課税	生活保護受給者／老齢福祉年金受給者 「本人の公的年金等収入額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万9,000円以下	0.285	20,349円
第2段階		「本人の公的年金等収入額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万9,000円超120万円以下	0.485	34,629円
第3段階		「本人の公的年金等収入額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が120万円超	0.685	48,909円
第4段階	世帯課税	「本人の公的年金等収入額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万9,000円以下	0.9	64,260円
第5段階		「本人の公的年金等収入額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万9,000円超	1	71,400円
第6段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円未満	1.2	85,680円
第7段階		本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.3	92,820円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	107,100円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	121,380円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	135,660円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	149,940円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	164,220円
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上	2.4	171,360円

●「市町村民税非課税」は、減免により非課税となった場合を除きます。

保険料の納め方

介護保険料

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

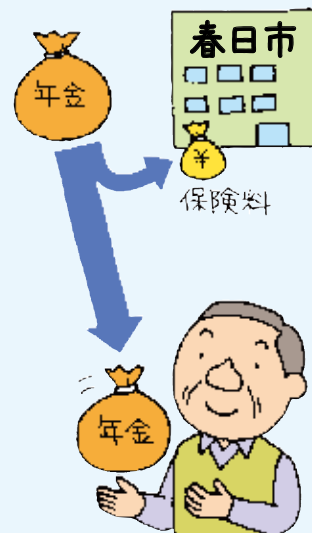
年金から差し引き
(特別徴収)

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。
※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得等にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は前年度2月分の保険料額をそのまま納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階など
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

口座振替または春日市から送付される納付書で、期日までに金融機関やコンビニエンスストアなどで納めます。

※納付書は、納期限から一定期間を経過すると、コンビニエンスストアではお使いいただけません。

口座振替が便利です

● 保険料の納入通知書 ● 預貯金通帳 ● 印鑑（通帳届け出印）

これらを持って下記の金融機関・郵便局で手続きをしてください

取扱金融機関

筑紫農業協同組合 福岡銀行 西日本シティ銀行 佐賀銀行	みずほ銀行 筑邦銀行 十八親和銀行	福岡中央銀行 福岡県信用組合 熊本銀行	佐賀共栄銀行 福岡信用金庫 ゆうちょ銀行(郵便局)*
--------------------------------------	-------------------------	---------------------------	----------------------------------

* ゆうちょ銀行（郵便局）の場合は窓口備えつけの専用申込書で手続きをしてください。

インターネットで簡単手続き!

口座振替の申込手続きが、スマートフォンやパソコンからできます。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

利用できる金融機関

福岡銀行 筑邦銀行	西日本シティ銀行 十八親和銀行	佐賀銀行
--------------	--------------------	------



▲ 春日市ウェブサイト



介護保険料

介護保険料についてのQ&A

Q 介護サービスを利用していなくても、保険料を納めなくてはならないのですか？

A 介護保険制度は法律に基づき、被保険者のみなさんに保険料を負担していただく制度です。介護が必要な人を支え、自分や家族に介護が必要になったら支えてもらう、介護保険は社会全体の支えあいの制度ですので、みなさんのご協力をお願いします。

Q 保険料基準額は、どのようにして決まるのですか？

A 令和6年度からの3年間に必要な保険給付費（介護給付・予防給付）や地域支援事業費（介護予防事業費など）のうち、第1号被保険者（65歳以上の人）が負担する部分（23%）を、負担割合で補正した第1号被保険者数（3年間の延べ人数）で割ることによって、保険料基準額を算出します。（P9参照）
保険料基準額は、3年ごとに見直しを行います。

Q 夫婦の場合、2人分の保険料を納めるのですか？

A 介護保険では、65歳以上の人第1号被保険者となります。そのため、国民健康保険のように世帯主のみが負担するというのではなく、夫婦2人とも65歳以上であれば、それぞれに保険料を負担していただくことになります。保険料は課税年金収入、合計所得、本人及び同一世帯の人の市町村民税課税状況等により決められるため、夫婦で保険料が異なることがあります。

Q 保険料を納めないとどうなりますか？

A 保険料を納期限までに納付されないときには、延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。また、滞納期間に応じて、次のような保険給付の制限を受けることがあります。保険料は納期限までに納めてください。

納期限から**1年以上**納めないでいると、保険給付が償還払いとなり、いったん全額を自己負担しなければならなくなります。

納期限から**1年6か月以上**納めないでいると、保険給付の一部、または、全部が一時的に差し止められます。

納期限から**2年以上**納めないでいると、利用者負担割合が引き上げられ、また、高額介護サービス費も支給されなくなります。

一定の基準に該当し、資産などを活用してもなお、著しく支払が困難な場合には、保険料が減額されることがあります。お早めにご相談ください。

保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例 10月1日生まれ 10月2日生まれ
9月分から 10月分から

年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

65歳になる年度の保険料について

例 10月2日生まれの場合

64歳の介護分保険料（医療保険料）						65歳の介護保険料					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月から65歳になる月の前月までの分は、「年度末までの納期」に分けて、加入している医療保険の保険料（介護分保険料）から納めます。						65歳になった月から年度末までの分は、「年度末までの納期」に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。					

二重払いではありません！

65歳になる年度	
64歳	65歳
医療保険料	医療分
	後期高齢者支援金分
	介護分
介護保険料	介護保険料

65歳からは、医療保険で納めていた介護分の保険料を、単独の介護保険料として納めます。左表の ■ の部分を年度末までの納期に分けて納めますので、それぞれ納期は異なりますが、二重払いになっているわけではありません。

申請から認定までの流れ

① 相談して申請する

介護が必要（日常生活に不安がある）と感じたときは、まず地域包括支援センターや市高齢課へご相談ください。介護サービスを必要とする人は、市高齢課に「要介護（要支援）認定」の申請をします。申請は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者（P15）が代行することもできます。

本人確認書類提示のお願い

マイナンバー制度開始に伴い、申請書提出の際に本人確認書類の提示をお願いしています。

●本人または使者（家族等）が申請する場合

- ① 1点で身元確認ができる書類…被保険者本人の個人番号カード、運転免許証、パスポートなど公的機関で発行された写真付きの書類
- ② 2点で身元確認ができる書類…被保険者本人の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証など公的機関で発行された写真無しの書類

※各種健康保険被保険者証は、令和7年12月1日まで本人確認書類として使うことができます（有効期限内に限る）。

② 認定調査が行われます

申請により、介護が必要な状態かどうか調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。

主な調査項目

基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- ひどい物忘れ
- 大声を出す
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 外出頻度

概況調査

特記事項

認定調査

春日市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などの基本調査、概況調査、特記事項について本人や家族から聞き取り調査などを行います（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

春日市の依頼により本人の主治医（P16）に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

③ 審査・判定します

コンピュータ判定（一次判定）の結果と、認定調査票（特記事項）、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査し、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分等を判定（二次判定）します。

コンピュータ判定（一次判定）

公平に判定するため、認定調査の結果は全国共通のコンピュータソフトで処理されます。

特記事項

調査項目で把握できない介護の手間などが記入されます。

主治医の意見書

主治医による心身の状況についての意見書です。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

医療、保健、福祉の専門家で構成された筑紫地区介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分等が決められます。

更新

認定には有効期間があります。ケアマネジャーは必要に応じてケアプランの評価や見直しを行います。引き続きサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に市高齢課に更新の申請をしてください。

更新手続き



⑥ サービスを利用します

サービス事業者と利用の契約をし、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービスの利用者負担は原則として費用の1割、2割または3割です。



P22へ

⑤ ケアプランを作成します

要介護1～5と認定された人は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（P15）と相談して、どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

要支援1・2と認定された人は地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者の職員と相談し、介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成します。



P14～15へ

④ 認定結果が通知されます

認定結果の通知は、原則として申請日から30日以内に春日市から送付されます。

介護認定審査会の判定結果にもとづいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しましょう。

■認定結果通知書に書かれていること

あなたの要介護状態区分等、その理由、認定の有効期間など

■保険証に記載されていること

要介護状態区分等、認定の有効期間、支給限度額、認定審査会の意見など、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名など

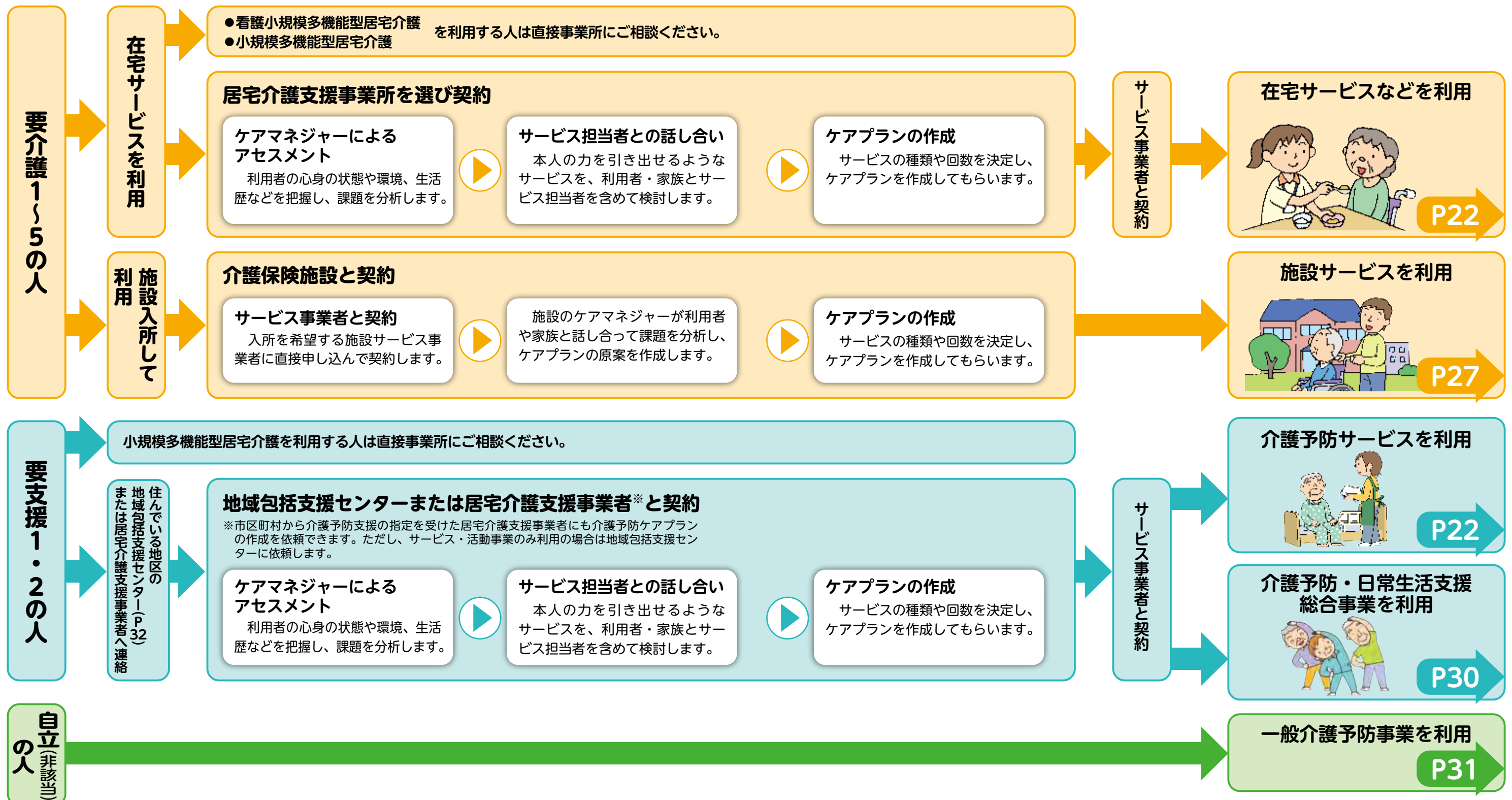
要介護状態区分等 ※状態の説明は、あくまでめやすです。

要介護状態区分等	状態のめやす
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

サービス利用までの流れ

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



●居宅介護支援事業者とは？

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護（要支援）認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整を行います。
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。



●ケアマネジャーとは？

介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に施設を紹介します。



認定についてのQ&A

Q 認定の申請には何が必要ですか？

A 申請には、①介護保険要介護認定・要支援認定申請書 ②介護保険被保険者証の原本 ③医療保険に加入していることが確認できるもの ④被保険者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの ⑤被保険者または代理人の本人確認ができるもの が必要です。介護が必要な人を支え、自分や家族に介護が必要になったら支えてもらう、介護保険は社会全体の支えあいの制度ですので、みなさんのご協力をお願いします。

本人確認書類提示のお願い

マイナンバー制度開始に伴い、申請書提出の際に本人確認書類の提示が必要です。

●本人または代理人（家族等）が申請する場合

- ①1点で身元確認ができる書類…被保険者本人の個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など公的機関で発行された写真付きの書類
- ②2点で身元確認ができる書類…被保険者本人の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証など公的機関で発行された写真無しの書類

※各種健康保険被保険者証は、令和7年12月1日まで本人確認書類として使うことができます（有効期限内に限る）。

Q 主治医とはどんなお医者さんのことですか？

A 介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。

Q 認定調査には本人以外の人の立ち会いが必要ですか？

A 調査には、家族など本人の状態をよく知った人が立ち会ったほうがよいでしょう。原則として質問には本人が答えることになっていますが、認知症等があり答えられない場合は、立会人が正確な状況を伝える必要があります。

Q 家族に介護できる人がいる場合は、認定に影響するのですか？

A 認定は本人の介護の手間が基準となりますので、住環境や介助者の有無、現在受けているサービスの状況等で、軽くなったり重くなったりすることはありません。なお、サービスを利用する際には、家族や住宅の状況に応じた、その人に合ったサービスを選択してください。

Q 認定結果に不服があるときは、どうすればよいですか。

A 認定の結果に疑問や納得できない点がある場合は、まず市高齢課の窓口にご相談ください。その上でなお納得できない場合は、福岡県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求ができます。

Q 認定に有効期間はあるのですか？

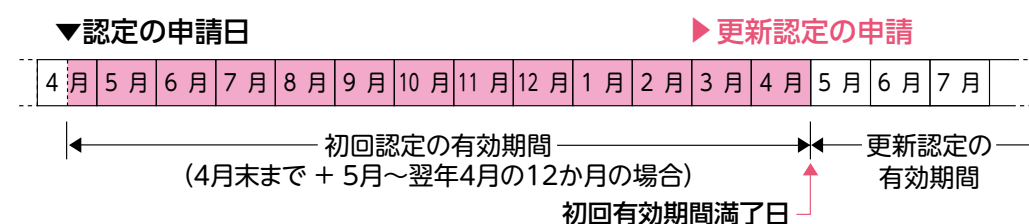
A 認定の有効期間は、原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月（心身の状態に応じ新規は12か月まで、更新は48か月まで）です。

※月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間です。なお、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、市高齢課で更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて、調査・審査、認定が行われます。

身体の状態が変わったときは「区分変更」の申請をして、新たな要介護度の認定を受けることができます。

■ 認定の有効期間と更新の時期 ※月の途中で申請した場合



上手な事業者の選び方

介護保険は、利用者がサービスの種類やその提供事業者を自ら選択するしくみで、その選択が満足度に直結します。ですから、必要なサービスを十分に吟味することと、よりよい事業者を選ぶために事業者情報を参考にすることはもちろん、地域の評判を聞いたり、施設を見学することで自ら情報収集することはとても大切です。また、実際に契約するにあたっては、サービスの内容について十分確認しておくことが大切です。

ここでは、事業者を選ぶ際に事業者が提示する義務のある重要事項説明書や説明を受ける時にチェックしておきたい主な項目をご紹介します。

●事業者を選ぶときに確認しておきましょう●

- ☐ あなたが利用したいときに、利用できますか（日曜日や連休、年末年始など）。
- ☐ あなたの希望を反映してもらえますか。
- ☐ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがはっきりとわかりますか。
- ☐ 利用料と支払い方法は、わかりやすいですか。
- ☐ 苦情や相談、意見を受け付ける担当者は誰かはっきりしていますか。
- ☐ 緊急時の対応は、はっきりしていますか。また、まかせてよいと思いますか。
- ☐ 事故が起こったときの対応や補償に納得できますか。



サービスの利用を開始してからも、内容に納得できないときなどは、事業者を変えることができます。疑問に思うことや困ったことがあれば、市や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどに相談してください。

費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割または3割）を利用者が事業者に支払います。（残りは介護保険から給付されます。）

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、以下の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※1が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 （※第2号被保険者、市町村民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。）

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を上限に控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を上限に控除した金額を用います。

在宅サービスの費用

介護保険では、要介護状態区分等に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

◆支給限度額（めやす）

要介護状態区分等	1か月の支給限度額
要支援1	50,320 円
要支援2	105,310 円
要介護1	167,650 円
要介護2	197,050 円
要介護3	270,480 円
要介護4	309,380 円
要介護5	362,170 円

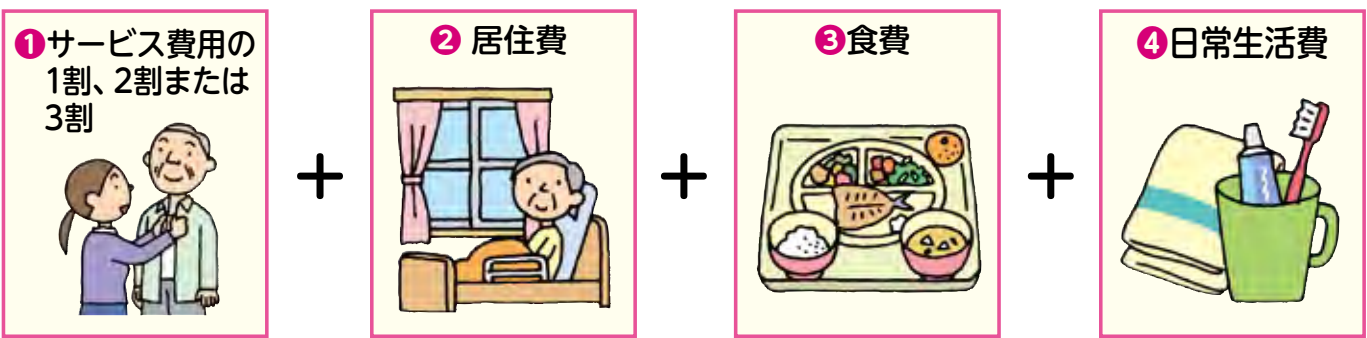
※上記の支給限度額は、利用するサービスの種類、事業所の所在地などに応じて、増額されることがあります。

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人	要介護1～5の人
●介護予防支援	●居宅介護支援
●介護予防居宅療養管理指導	●居宅療養管理指導
●介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）	●特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
●介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）	●認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
●特定介護予防福祉用具販売	●地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
●介護予防住宅改修費支給	●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	●特定福祉用具販売
	●住宅改修費支給

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費も全額利用者の負担です。

●低所得（市町村民税非課税世帯）の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。



ただし、次の①②のいずれかに該当する場合は特定入所者介護サービス費は利用できません。

- ① 市町村民税非課税世帯でも、住所が異なる配偶者が市町村民税課税である場合
- ② 預貯金等が下記の金額を超える場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

令和7年8月から ●下線部の金額が80万9,000円に変わります。
●一部の多床室で居住費等の基準費用額が変わります。対象になるのは、介護老人保健施設の「その他型」及び「療養型」と介護医療院の「Ⅱ型」の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）で、（ ）内の金額に変わります。

◆負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額						食費の負担限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		施設サービス	短期入所サービス
				① 特養等	② 老健・医療院等	① 特養等	② 老健・医療院等		
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。生活保護の受給者	880円	550円	380円	550円	0円		300円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	880円	550円	480円	550円	430円		390円	600円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円		650円	1,000円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円		1,360円	1,300円
一般基準費用額	第1段階から第3段階以外の人	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円(697円)	1,445円	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合。
*収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を上限に控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

介護保険制度のしくみ
介護保険料
サービスの利用のしかた
利用者の負担
利用できるサービス
介護予防・日常生活支援
地域包括支援センター
介護保険以外のサービス

負担が高額になったとき（在宅サービス、施設サービス両方）

●高額介護サービス費（介護保険の利用者負担が高額になったとき）

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、超えた分が申請により「高額介護サービス費」として後から支給されます。

なお、同じ月に同じ世帯内に総合事業のサービス・活動事業（まごころ訪問事業を除く）を利用した人がある場合、高額介護サービス費の支給を算定した後、なお残る保険給付の自己負担額と総合事業の自己負担額の合計額が、下表の上限額を超えたときに、超えた分が申請により「高額介護予防サービス費相当事業費」として後から支給されます。

◆利用者負担の上限（1か月）

令和7年8月から 下線部の金額が80万9,000円に変わります。

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●同じ世帯に課税所得※1 690万円以上の65歳以上の人がいる人	世帯 140,100円
●同じ世帯に課税所得※1 380万円以上690万円未満の65歳以上の人がいる人	世帯 93,000円
●同じ世帯に市町村民税課税の人がいる人（ただし、上記の区分を除く。）	世帯 44,400円
●世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額※2および課税年金収入額の合計が80万円超の人	世帯 24,600円
●合計所得金額※2および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	個人 15,000円
●老齢福祉年金の受給者	
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

※1 所得金額から扶養控除や医療費控除などの所得控除をした後の金額です。

※2 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を上限に控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

●市高齢課に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。



●高額医療合算介護サービス費（介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき）

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の上限額（P20）を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、超えた分が申請により後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市町村民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表通りの算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●所得区分について、詳しくは期間中に加入していた医療保険者にお問い合わせください。

●支給対象となる人は期間中に加入していた医療保険者へ申請が必要です。

総合事業のサービス・活動事業（30ページ）を利用した場合についても一部が対象となります。

その他の利用者負担の軽減制度

社会福祉法人による利用者負担の軽減

特に生計が困難な低所得者※1が社会福祉法人※2による介護サービスを利用した場合、社会福祉法人は原則として利用者負担額の4分の1程度を軽減できます。軽減の対象となる介護サービスは、特別養護老人ホームでのサービス、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスなどです。

※1 市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者などです。

※2 軽減の申し出をしている社会福祉法人に限ります。

具体的な方法

- ①市に事前に軽減認定の申請をしてください。
- ②市は要件を確認し、確認証を交付します。
- ③社会福祉法人による介護サービスを利用する時に確認証を社会福祉法人に提示します。
- ④社会福祉法人は確認証にもとづき利用者負担を軽減します。

利用者負担額助成金の交付

介護保険サービスを利用している方のうち、低所得者※を対象に、利用者負担額の一部を助成します。

※収入、生活費、財産等を記載した書類の提出が必要となります。詳しい条件は市高齢課にお問い合わせください。

具体的な方法

- ①市に助成対象の確認申請をします。
- ②市は要件を確認し、通知書を交付します。
- ③市にサービス利用の領収書を添えて助成金の交付申請をします。
- ④市は助成金の交付を決定し、交付決定の通知後1か月以内に助成金を交付します。

利用できるサービス

介護保険で利用できるサービス

パソコンやスマートフォンから市内の介護サービスが検索できます。

春日市
介護サービス
事業所検索



利用者負担は、地域区分を加味して、サービスにかかる基本的な費用の1割※をめやすとして計算しています。

※所得により2割または3割になる場合があります。

★サービスの内容により様々な加算があるため、実際の負担額が変わる場合があります。
★施設を利用したサービスの場合、食費・滞在費・日常生活費などは別途負担が必要です。

在宅サービス

訪問を受けて利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問介護 (ホームヘルプ) ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。 ◆利用者負担のめやす ◎身体介護(20分以上30分未満の場合) 261 円 ◎生活援助(20分以上45分未満の場合) 192 円 ◎通院のための乗車または降車の介助(1回につき) 104 円 ※早朝、夜間、深夜などは加算があります。 ※移送にかかる費用は別途負担が必要です。	介護予防・日常生活支援総合事業で「訪問型サービス」として提供されています。 P30
訪問入浴介護 介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられます。 ◆利用者負担のめやす(1回につき) 1,355 円	介護予防訪問入浴介護 疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。 ◆利用者負担のめやす(1回につき) 916 円

要介護1～5の人

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

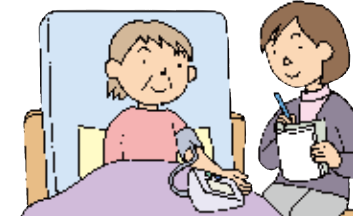
◆利用者負担のめやす(1回につき*)

325 円

* 20分間リハビリテーションを行った場合

訪問看護

疾患等を抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。



◆利用者負担のめやす

◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	504 円
◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	427 円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。



◆利用者負担のめやす

◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)	515 円
-----------------------	-------

要支援1・2の人

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。



◆利用者負担のめやす(1回につき*)

315 円

* 20分間リハビリテーションを行った場合

介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

◆利用者負担のめやす

◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	483 円
◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	409 円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

◆利用者負担のめやす

◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)	515 円
-----------------------	-------

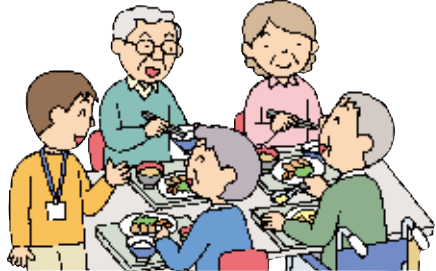
●通所して利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人
通所介護（デイサービス） 通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。  ◆利用者負担のめやす ◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合) 要介護1 / 688円 要介護2 / 812円 要介護3 / 941円 要介護4 / 1,069円 要介護5 / 1,200円 ※送迎を含む	介護予防・日常生活支援総合事業で「通所型サービス」として提供されています。 P30
通所リハビリテーション（デイケア） 介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。  ◆利用者負担のめやす ◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合) 要介護1 / 804円 要介護2 / 953円 要介護3 / 1,104円 要介護4 / 1,282円 要介護5 / 1,455円 ※送迎を含む	介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。 ◆利用者負担のめやす(月単位の定額) (1か月につき) 要支援1 / 2,393円 要支援2 / 4,461円 ※送迎、入浴を含む

●居宅での暮らしを支える

要介護1～5の人	要支援1・2の人
福祉用具貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。 〈要介護状態区分ごとの利用できる品目（原則）〉※対象者の身体状況により例外もあります。 要介護4・5 自動排泄処理装置 要介護2・3 車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く） 要支援1・2および要介護1 手すり（工事をとみなさないもの）、スロープ（工事をとみなさないもの）★、歩行器★、歩行補助つえ★ ★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉杖は除く）、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者が利用方法（貸与または購入）を選択できます。 ◆利用者負担について 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	介護予防福祉用具貸与 福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。 ◆利用者負担について 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給） 下記の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。 ❗申請が必要です。 ●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具 ●排泄予測支援機器 ★スロープ（固定用スロープ） ★歩行器（歩行車を除く） ★歩行補助つえ（松葉杖を除く単点杖と多点杖） ★印の福祉用具は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者が利用方法（貸与または購入）を選択できます。 ◆利用者負担について 同年度で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が支給され、利用者は1割、2割または3割を負担します。 ■都道府県の指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、購入の際は相談しましょう。	特定介護予防福祉用具販売 下記の福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。 ❗申請が必要です。 ◆利用者負担について 同年度で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が支給され、利用者は1割、2割または3割を負担します。
住宅改修費支給 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 ❗事前に申請が必要です。 ●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ●手すりの取り付け ●段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え ●洋式便器などへの便器の取り替え ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ◆利用者負担について 20万円を上限に費用の9割、8割または7割が支給され、利用者は1割、2割または3割を負担します。	介護予防住宅改修費支給 介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 ❗事前に申請が必要です。 ◆利用者負担について 20万円を上限に費用の9割、8割または7割が支給され、利用者は1割、2割または3割を負担します。

●短期間入所する

要介護1～5の人	要支援1・2の人
短期入所生活介護／ 短期入所療養介護 （ショートステイ） 介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ◆利用者負担のめやす （1日につき） 〈短期入所生活介護〉 ◎介護老人福祉施設（併設型・多床室の場合） 要介護1／637円 要介護2／709円 要介護3／786円 要介護4／860円 要介護5／933円 〈短期入所療養介護〉 ◎介護老人保健施設（多床室の場合） 要介護1／868円 要介護2／920円 要介護3／987円 要介護4／1,042円 要介護5／1,100円	介護予防短期入所生活介護／ 介護予防短期入所療養介護 介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。  ◆利用者負担のめやす （1日につき） 〈介護予防短期入所生活介護〉 ◎介護老人福祉施設（併設型・多床室の場合） 要支援1／476円 要支援2／592円 〈介護予防短期入所療養介護〉 ◎介護老人保健施設（多床室の場合） 要支援1／641円 要支援2／809円

●在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の人	要支援1・2の人
特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。 ◆利用者負担のめやす （1日につき） 要介護1／567円 要介護2／637円 要介護3／710円 要介護4／778円 要介護5／850円	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどに入居している人が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ◆利用者負担のめやす （1日につき） 要支援1／192円 要支援2／327円

施設サービス（要支援1・2の人は利用できません）

要介護1～5の人			
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ◆利用者負担のめやす （30日） 原則として要介護3以上の人です。		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	18,466円	18,466円	21,005円
要介護2	20,660円	20,660円	23,199円
要介護3	22,949円	22,949円	25,551円
要介護4	25,143円	25,143円	27,777円
要介護5	27,306円	27,306円	29,940円
介護老人保健施設 （老人保健施設） 	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。 ◆利用者負担のめやす （30日）		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	22,478円	24,861円	25,143円
要介護2	23,920円	26,428円	26,585円
要介護3	25,958円	28,466円	28,623円
要介護4	27,682円	30,128円	30,347円
要介護5	29,219円	31,727円	31,915円
介護医療院 	生活の場としての役割もある長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護などが受けられます。 ◆利用者負担のめやす （30日）		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	22,604円	26,115円	26,648円
要介護2	26,084円	29,563円	30,096円
要介護3	33,545円	37,056円	37,589円
要介護4	36,743円	40,222円	40,755円
要介護5	39,595円	43,107円	43,640円

従来型個室…ユニットを構成しない個室 多床室…ユニットを構成しない相部屋

ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

ユニット型個室の多床室…壁が天井までなく、すき間がある部屋

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

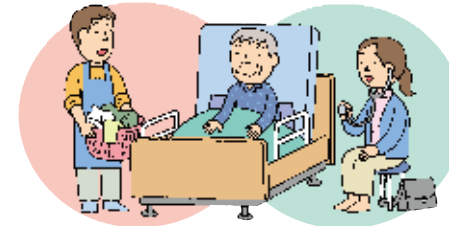
地域密着型サービス（原則として他の市区町村のサービスは利用できません。）

要介護1～5の人	要支援1・2の人												
夜間対応型訪問介護 定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。 ◆利用者負担のめやす <table border="1"> <tr> <td>◎基本夜間対応型訪問介護費 (1か月につき)</td><td>1,059 円</td></tr> <tr> <td>◎定期巡回サービス(1回)</td><td>398 円</td></tr> <tr> <td>◎随時訪問サービス(1回)</td><td>607 円</td></tr> </table>	◎基本夜間対応型訪問介護費 (1か月につき)	1,059 円	◎定期巡回サービス(1回)	398 円	◎随時訪問サービス(1回)	607 円	高齢者福祉サービスの「あんしんコール事業」の「おたすけコール」のサービスを利用できます。 P33						
◎基本夜間対応型訪問介護費 (1か月につき)	1,059 円												
◎定期巡回サービス(1回)	398 円												
◎随時訪問サービス(1回)	607 円												
認知症対応型通所介護 認知症の人が、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで受けられます。 ◆利用者負担のめやす(1日につき) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(7 時間以上 8 時間未満の場合)</td></tr> <tr> <td>要介護 1 / 1,049 円</td><td>要介護 4 / 1,392 円</td></tr> <tr> <td>要介護 2 / 1,163 円</td><td>要介護 5 / 1,506 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">要介護 3 / 1,277 円</td></tr> </table> ※本市では実施していません。	(7 時間以上 8 時間未満の場合)		要介護 1 / 1,049 円	要介護 4 / 1,392 円	要介護 2 / 1,163 円	要介護 5 / 1,506 円	要介護 3 / 1,277 円		介護予防認知症対応型通所介護 認知症の人が、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けられます。 ◆利用者負担のめやす(1日につき) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(7 時間以上 8 時間未満の場合)</td></tr> <tr> <td>要支援 1 / 909 円</td><td>要支援 2 / 1,014 円</td></tr> </table> ※本市では実施していません。	(7 時間以上 8 時間未満の場合)		要支援 1 / 909 円	要支援 2 / 1,014 円
(7 時間以上 8 時間未満の場合)													
要介護 1 / 1,049 円	要介護 4 / 1,392 円												
要介護 2 / 1,163 円	要介護 5 / 1,506 円												
要介護 3 / 1,277 円													
(7 時間以上 8 時間未満の場合)													
要支援 1 / 909 円	要支援 2 / 1,014 円												
小規模多機能型居宅介護 通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。 ◆利用者負担のめやす(1か月につき) <table border="1"> <tr> <td>要介護 1 / 11,034 円</td><td>要介護 4 / 26,035 円</td></tr> <tr> <td>要介護 2 / 16,216 円</td><td>要介護 5 / 28,706 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">要介護 3 / 23,589 円</td></tr> </table>	要介護 1 / 11,034 円	要介護 4 / 26,035 円	要介護 2 / 16,216 円	要介護 5 / 28,706 円	要介護 3 / 23,589 円		介護予防小規模多機能型居宅介護 通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、介護予防を目的とした多機能なサービスが受けられます。 ◆利用者負担のめやす(1か月につき) <table border="1"> <tr> <td>要支援 1 / 3,640 円</td><td>要支援 2 / 7,356 円</td></tr> </table>	要支援 1 / 3,640 円	要支援 2 / 7,356 円				
要介護 1 / 11,034 円	要介護 4 / 26,035 円												
要介護 2 / 16,216 円	要介護 5 / 28,706 円												
要介護 3 / 23,589 円													
要支援 1 / 3,640 円	要支援 2 / 7,356 円												
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。 ◆利用者負担のめやす(1日につき) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">◎ユニット数 1 の場合</td></tr> <tr> <td>要介護 1 / 800 円</td><td>要介護 4 / 879 円</td></tr> <tr> <td>要介護 2 / 837 円</td><td>要介護 5 / 898 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">要介護 3 / 861 円</td></tr> </table>	◎ユニット数 1 の場合		要介護 1 / 800 円	要介護 4 / 879 円	要介護 2 / 837 円	要介護 5 / 898 円	要介護 3 / 861 円		介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症の人が共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ※要支援1の人は利用できません。 ◆利用者負担のめやす(1日につき) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">◎ユニット数 1 の場合</td></tr> <tr> <td colspan="2">要支援 2 / 796 円</td></tr> </table>	◎ユニット数 1 の場合		要支援 2 / 796 円	
◎ユニット数 1 の場合													
要介護 1 / 800 円	要介護 4 / 879 円												
要介護 2 / 837 円	要介護 5 / 898 円												
要介護 3 / 861 円													
◎ユニット数 1 の場合													
要支援 2 / 796 円													

要介護1～5の人（要支援1・2の人は利用できません）

定期巡回・随時対応型
訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。



◆利用者負担のめやす(1か月につき)

◎一体型・訪問看護サービスを行わない場合
 要介護 1 / 5,828 円 要介護 4 / 21,847 円
 要介護 2 / 10,401 円 要介護 5 / 26,421 円
 要介護 3 / 17,270 円

◎一体型・訪問看護サービスを行う場合
 要介護 1 / 8,503 円 要介護 4 / 24,993 円
 要介護 2 / 13,282 円 要介護 5 / 30,279 円
 要介護 3 / 20,275 円

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

◆利用者負担のめやす

(7時間以上8時間未満の場合)
 要介護 1 / 787 円 要介護 4 / 1,225 円
 要介護 2 / 930 円 要介護 5 / 1,371 円
 要介護 3 / 1,079 円

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

◆利用者負担のめやす(1日につき)

要介護 1 / 571 円 要介護 4 / 784 円
 要介護 2 / 642 円 要介護 5 / 857 円
 要介護 3 / 716 円

※本市では実施していません。

地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練などが受けられます。

原則として要介護3以上の人です。

◆利用者負担のめやす(1日につき)

(ユニット型個室の場合)
 要介護 1 / 713 円 要介護 4 / 942 円
 要介護 2 / 787 円 要介護 5 / 1,015 円
 要介護 3 / 866 円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

◆利用者負担のめやす(1か月につき)

要介護 1 / 13,132 円 要介護 4 / 29,294 円
 要介護 2 / 18,373 円 要介護 5 / 33,136 円
 要介護 3 / 25,828 円

介護予防・日常生活支援総合事業

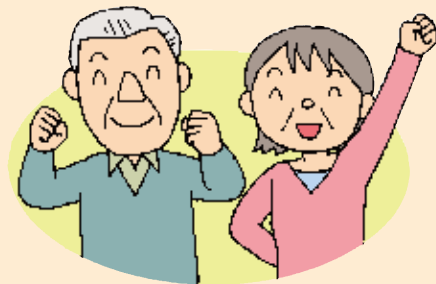
介護予防・日常生活支援総合事業では、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスが利用できます。この事業で利用できるサービスには大きく分けてサービス・活動事業と一般介護予防事業があります。

サービス・活動事業

要支援1・2の認定を受けた人、基本チェックリストなどの判定によりサービス・活動事業の利用が必要と判断される人が対象です。

一般介護予防事業

介護予防を目的とした事業です。詳しくは、31ページへ。



サービス・活動事業

対象者

以下の①②のいずれかに該当する人

- ①要支援認定を受けた人
- ②基本チェックリストなどにより事業対象者となった人（要支援に相当する人）

訪問型サービス（ホームヘルプ）

①介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）、身体介護（食事や入浴の介助）を利用者とともにを行います。

◆利用者負担のめやす（1回につき）

1回あたり 308円～

※回数は地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。

②まごころ訪問事業

市が養成した訪問サポーターが自宅を訪問し、利用者が自力では困難な比較的軽度な生活援助（掃除・買い物など）の支援を行います。

利用料 1回あたり200円

通所型サービス（デイサービス）

①介護予防通所サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

◆利用者負担のめやす（1回につき）

要支援1・事業対象者 457円～
要支援2・事業対象者 468円～

※送迎・入浴を含みます。
※食費、日常生活費は別途利用者負担となります。

②生活支援型予防通所事業

通所介護施設（デイサービスセンター）で、短時間の機能訓練（運動、リハビリ等）が日帰りで受けられます。

◆利用者負担のめやす（1回につき）

2時間以上4時間未満（半日デイ） 381円
4時間以上（延長） 395円

※上記の金額は、地域区分を加味し、1割負担をめやすとして計算しています。サービス内容により様々な加算があるため、実際の負担額が変わる場合があります。

一般介護予防事業

これからも自分らしくいきいきと生活するために、元氣なうちから介護予防をはじめましょう。

いきいきルーム（いきいきプラザ3階） ☎ 501-1162

指導員が体力や症状に合わせて運動のアドバイスをします。
会員登録が必要です。

対象者	40歳以上の春日市民 (要支援又は要介護認定を受けている方は除く)	休室日	日曜日・祝祭日・祝振替休日 年末年始(12/28～1/4) お盆(8/13～8/15)
開室時間	平日 8:30～17:00 土曜 8:30～12:00	利用制限	1回あたり2時間／ 1週間に3回まで
料金	65歳以上1回250円 64歳以下1回350円		



60歳からの運動教室（会場：いきいきプラザ） ☎ 501-1162

体力に自信がなくなってきた方は教室に参加してみませんか？ 1人では運動が続かない方や、運動初心者など、毎年多くの方が運動を始めています。

教室名	強度	曜日	時間	対象者	料金
転ばん塾 (送迎あり)	最も弱い	木	10:00～12:00	65歳以上 マットでの運動、床上動作ができない方	1回200円
おたっしや塾 (送迎あり)		火	10:00～12:00	65歳以上 15分続けて歩くことができない方	
脳力アップ教室		火	13:30～15:00	70歳以上 30分続けて歩くことができない方	1回250円
転倒予防教室		木	9:30～11:00	70歳以上 やや体力に自信のない方	
筋力アップ教室		水	13:30～15:00	60歳以上	
体力アップ教室		水	9:30～11:00	60歳以上	
姿勢づくり教室		月	13:30～15:00	60歳以上	
男性体力アップ教室	中	土	9:30～11:00	60歳以上の男性	

※要介護の認定を受けている方は対象になりません。運動については担当のケアマネジャーにご相談ください。
※要支援の認定の方は転ばん塾・おたっしや塾に限り参加できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※転ばん塾・おたっしや塾は通年募集しています。その他の教室は3か月ごとに市報にて募集します。
※転ばん塾・おたっしや塾の送迎は、市が認めた方のみが対象です。(有料)

元氣高齢者の運動教室（会場：総合スポーツセンター） ☎ 571-3234

教室名	曜日	時間	対象者	料金
のんびりエクササイズ	水	13:30～15:00	65歳以上 元氣な方	1回250円
体すっきりエクササイズ	木	10:00～11:30		
企画教室	金	10:00～11:30		
はつらつリズムエクササイズ	金	13:30～15:00		

※要支援または要介護認定を受けている方は除く
※3か月ごとに募集します。詳しくは市報をご覧ください。



老人福祉センターナギの木苑 ☎ 595-0513

広々とした浴場のある高齢者の憩いの施設です。
季節の行事や趣味サークルもあります。

開館時間	入苑料	休館日
火～日曜日/9:00～17:00 (入浴は10:00～16:30)	60歳以上(市民) / 100円 障がい者・小学生(市民) / 100円 その他(市民) / 200円 市外住民 / 300円	毎週月曜日及び毎月第3火曜日 祝祭日 年末年始(12/28～1/4)



地域包括支援センターを利用しましょう

1 地域包括支援センターは、地域のみなさんの安心を支えます

地域で暮らす高齢者の皆さんを介護、福祉、健康などのさまざまな面から総合的に支える拠点として、地域包括支援センターを設置しています。

保健師や社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が中心となって、できるだけ自立した生活が送れるよう、支援します。

地域包括支援センター（3か所）	担当行政区（自治会）
春日市北地域包括支援センター （医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院） 〒816-0872 桜ヶ丘4丁目23番地 電話：092-589-6227／FAX：092-589-6228	須玖南、弥生、小倉、昇町
	岡本、桜ヶ丘、須玖北、日の出町、サン・ビオ
春日市南地域包括支援センター （社会福祉法人仁風会） 〒816-0841 塚原台3丁目129番地 電話：092-595-8188／FAX：092-595-6069	白水池、紅葉ヶ丘、松ヶ丘、惣利、塚原台、大土居、天神山
	上白水、下白水北、下白水南、泉、白水ヶ丘
春日市東地域包括支援センター （エフコープ生活協同組合） 〒816-0807 宝町1丁目12番地7 電話：092-404-0310／FAX：092-404-0225	宝町、千歳町、若葉台東、光町、若葉台西、ちくし台、大谷、小倉東、大和町
	春日原、春日原南、春日公園、春日、平田台

総合相談

介護の相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。



権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんのさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介などの相談を受けます。

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、事業対象者と判定された人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを行います。また、ケアマネジャーの支援も行います。

2 認知症地域支援推進員を配置しています

認知症になっても住み慣れた地域で生活が続けることができるよう支援するため、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。

また、認知症の方やそのご家族からの相談を受け、支援します。

3 認知症初期集中支援チームを設置しています

認知症または認知症の疑いのある人や、そのご家族を、医療・介護・福祉の専門職が訪問し、必要に応じて認知症に関する情報提供、医療機関の受診・介護保険の説明・心理的サポート、これからの生活についての助言などを行います。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください！

高齢者福祉サービスなど

地域包括支援センターまたは市高齢課へご連絡ください。

※介護保険料を滞納している場合、利用できないことがあります。

※福祉サービス申請の際には、高齢者・要介護者等台帳への登録をお願いします。

相談窓口

春日市北地域包括支援センター（桜ヶ丘4丁目23番地） ☎589-6227

春日市南地域包括支援センター（塚原台3丁目129番地） ☎595-8188

春日市東地域包括支援センター（宝町1丁目12番地7） ☎404-0310

春日市役所 地域共生部 高齢課 高齢者支援担当 ☎584-1111（代表）

1 あんしんコール事業

① おたすけコール（緊急通報装置の貸与）

内 容	家庭内での急病や事故などの緊急時にボタンを押すことにより受信センターへ通報される装置を貸与します。通報時の状況に応じて、ヘルパーの派遣や救急搬送の手配を行います。また、月1回のお元気コールや年1回の訪問を行い、状況把握を行いながら緊急時に備えます。				
対 象 者	在宅の高齢者等で次の①または②のいずれかに該当する人（原則として要介護認定者は除く） ①ひとり暮らし世帯などで、外出が困難で、発作性の疾患または転倒などにより緊急対応の必要性が高い人。 また、携帯電話を所持していない人（所持していても操作が困難な人も含む）。 ②85歳以上で次のいずれかに該当する人 ●ひとり暮らし世帯 ●ひとり暮らし世帯に準ずる人で見守りの必要がある人				
利用料金	介護保険料段階	設置負担金	利用料	ヘルパー派遣料	
	1～3段階	0円	350円/月	540円/回 (1人対応)	750円/回 (2人対応)
	4～13段階	4,400円	700円/月		
備 考	訪問調査（アセスメント）などを行い、サービスの必要性を判断した後、利用決定となります。夜間対応型訪問介護の利用が可能な要介護認定者は、原則利用できません。				

② みまもりコール

内 容	固定電話や携帯電話を利用して、定期的（上限1日1回）に安否確認を行います。一定期間連絡が取れない場合や、通報があった場合、状況に応じてヘルパーの派遣または救急搬送の手配を行います。また、年1回は訪問を行い、状況把握を行います。			
対 象 者	在宅のひとり暮らし世帯等で見守りの必要があり、次のいずれかに該当する人 ①65歳以上で、疾患等がある人 ②要介護または要支援の認定がある人もしくは基本チェックリストなどにより事業対象者となった人			
利用料金	介護保険料段階	利用料	ヘルパー派遣料	
	1～3段階	500円/月	540円/回	750円/回
	4～13段階	1,000円/月	(1人対応)	(2人対応)
備 考	訪問調査（アセスメント）などを行い、サービスの必要性を判断した後、利用決定となります。			

介護保険制度のしくみ
介護保険料
サービスの利用のしかた
利用者の負担
利用できるサービス
介護予防・日常生活支援
総合事業
地域包括支援センター
介護保険以外のサービス

2 配食サービス事業

内 容	食事の買物や調理が困難な在宅でひとり暮らしの高齢者などに対して、自宅へ訪問、栄養バランスを配慮した食事（弁当）を提供するとともに、利用者の安否を確認します。また、健康状態の異常等を確認した場合は関係機関への連絡も行います。
対 象 者	本市の介護保険被保険者で、市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし、またはこれに準ずる世帯で、心身の障がい、傷病などの理由により食事の買物や調理などが困難であって、栄養改善が必要な人（介護認定の有無は問いません）
利用料金	465円/食
備 考	最大1日2回（昼・夜）、365日対応していますが、訪問調査（アセスメント）などの後、サービスの必要性を判断し、1食～14食/週の範囲の中で食数の上限を決定します。治療食への対応はできません。



3 高齢者日常生活用具（自動消火器）給付事業

内 容	在宅のひとり暮らしの高齢者などで、火の不始末及び火災の危険が高い人に対し、自動消火器を給付します。						
対 象 者	本市の介護保険被保険者で、在宅で生活するひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯のうち、心身の障がいなどにより防火の配慮が必要な65歳以上の人						
利用料金	<table border="1"><thead><tr><th>世帯内の生計中心者の介護保険料段階</th><th>給付対象上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1～3段階</td><td>現物給付</td></tr><tr><td>第6～7段階</td><td>15,000円</td></tr></tbody></table>	世帯内の生計中心者の介護保険料段階	給付対象上限額	第1～3段階	現物給付	第6～7段階	15,000円
世帯内の生計中心者の介護保険料段階	給付対象上限額						
第1～3段階	現物給付						
第6～7段階	15,000円						
備 考	※給付対象上限額は、世帯内の生計中心者収入状況などを介護保険料段階にあてはめて決定します。上限額を超えた費用は自己負担となります。 訪問調査などの後、サービスの必要性を判断して利用の決定をします。						

4 寝具洗濯サービス事業

内 容	居宅での介護において、寝具などの衛生を保持するため、寝具を預かり、洗濯を行います（同一年度に2回まで）。
対 象 者	市内に居住し、住民票のある市民税非課税世帯の人で、以下の項目のいずれかに該当する65歳以上の人 ①寝具の衛生管理が困難な単身世帯の人 ②病気などにより常時寝たきり状態またはこれに準じる状態にある人
利用料金	●掛け布団、敷き布団、毛布一組 …… 経費の10%（800円程度） ●掛け布団、マットレス、ベッドパッド、毛布一組 … 経費の10%（1,000円程度）
備 考	1回の洗濯に1週間程度かかります。替え布団あり（無料）



5 介護用品（紙おむつ）給付サービス事業（市町村特別給付）

内 容	在宅で常時紙おむつが必要な人に、毎月指定事業者が紙おむつをご自宅まで直接配達します。紙おむつの購入代金の9割の費用を市が給付（負担）します（ただし、給付対象上限額まで）。						
対 象 者	次の①～⑦のすべての要件に該当する人 ①原則、市内に居住している人（※1） ②本市の介護保険被保険者 ③要介護認定を受けている人 ④自宅で生活している人（※2） ⑤常時紙おむつが必要な身体状況の人 ⑥介護保険料の滞納がない人 ⑦生活保護を受けていない人 ※1 市外の住所地特例施設に居住している人なども対象となる場合があります。 ※2 入院している人、介護老人福祉施設（特養）・介護老人保健施設（老健）・介護医療院に入所している人は対象外です。						
利用料金	<table border="1"><thead><tr><th>介護保険料段階</th><th>給付対象上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1～3段階</td><td>8,000円/月</td></tr><tr><td>第4～13段階</td><td>4,000円/月</td></tr></tbody></table>	介護保険料段階	給付対象上限額	第1～3段階	8,000円/月	第4～13段階	4,000円/月
介護保険料段階	給付対象上限額						
第1～3段階	8,000円/月						
第4～13段階	4,000円/月						



※利用額の1割は自己負担です。給付対象上限額を超えた費用も自己負担となります。

6 高齢者等住宅改造費助成事業（福岡住みよか事業）

内 容	介護保険サービスの住宅改修費支給の限度額を超える改修が必要なときなどに、その費用の一部またはその全部を30万円を限度に予算の範囲内で助成します。
対 象 者	本市の介護保険被保険者で要介護・要支援の認定を受けている在宅の高齢者で、生活保護世帯または生計中心者の住民税及び所得税課税年額が非課税である世帯の人
利用料金	助成上限額（30万円）を超えた費用は自己負担です。
備 考	住宅改造工事後の申請はできません。原則、一つの住宅につき1回限りの助成です。



7 高齢者・要援護者等台帳登録制度

内 容	緊急時などに備えて、個人の情報（本人の基本情報、身体状況や緊急連絡先など）を登録しておく制度です。本人の同意がある場合は、自治会に一部の情報について、情報提供を実施し、自治会の地域福祉活動（地域での見守り、福祉活動へのお誘いなど）にも活用されます。
対 象 者	市内に住所を有している高齢者などで支援が必要な要援護者
利用料金	利用料金の負担はありません。
備 考	登録後、内容に変更がある場合は、ご連絡ください。転出、死亡の場合は、自動的に登録終了となります。



8 認知症高齢者等事前登録制度

内 容	高齢者などが、認知症などにより行方不明になった場合に早期に対応し、身元が確認できるよう、本人の特徴や写真、緊急連絡先などを登録します。登録者には、見守りオレンジシールを交付します。このシールは、靴や杖など持ち物に貼る登録番号付の反射シールで、行方不明者の捜索や、登録番号も含めて情報発信し、本人特定の手がかりとなります。
対 象 者	認知症などにより行方不明になる可能性がある高齢者など
利用料金	利用料金の負担はありません。
備 考	行方不明時は、家族の同意のもと、事前登録している情報を春日市LINE公式アカウントで配信し、早期発見の支援を行います。



9 成年後見制度利用支援事業

内 容	成年後見制度において、一定の条件を満たす人に、審判にかかる費用と選任された後見人などに対する報酬の費用を助成します。
対 象 者	成年後見制度の審判にかかる費用と選任された後見人などに対する報酬の費用の負担が困難である人（要件あり）



権利擁護のためのサービス及び制度

1 権利擁護の相談窓口

(1) 春日市権利擁護総合相談

認知症などの理由により財産の管理や各種契約行為などに不安がある高齢者のため、関係機関とともに成年後見制度の利用やその他の適切な支援に繋がります。

連絡先

権利擁護総合相談窓口（春日市昇町3-101 春日市社会福祉協議会内）
TEL 201-8977

(2) 専門職団体（三士会）

成年後見制度の利用、人権侵害対応、相続、遺言、各種契約締結及び各種行政手続申請支援などを実施する団体です。料金などについては、それぞれの団体にご確認ください。

実施団体	名 称	連絡先
福岡県弁護士会	高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2F TEL (FAX共通) 724-7709
福岡県司法書士会	公益社団法人 成年後見センター「リーガルサポートふくおか」	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23 TEL738-7050 FAX738-1660
福岡県社会福祉士会	成年後見センター「ばあとなあ福岡」	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12-5F TEL483-2941 FAX483-3037

2 春日市社会福祉協議会「福祉あんしんセンター」

高齢者や障がい者などの人権を守るため、意思能力や生活状況に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業（福祉あんしんサービス事業）などを活用し、財産管理や身上監護を中心とした権利擁護サービスを提供します。

(1) 福祉あんしんサービス事業

内 容	金銭の管理など、日常生活に必要なことが一人では適切にできない高齢者などに代わり、手続きや利用料の支払などの援助を行います。 ①相談調整サービス（各種サービスの紹介、サービス利用の相談など） ②生活支援サービス（定期的に訪問し、サービス利用の援助を行う） ③金銭管理サービス（預貯金の出し入れ、公共料金の支払いなど） ④保管サービス（通帳・印鑑などを金融機関の貸金庫に保管する）
対 象 者	市内居住のおおむね65歳以上の人で、日常生活が自分の判断できちんと行うことが難しいが、サービス利用の契約や援助の内容について理解できる人
利用料金	1回：1,000円（生活保護受給者は1回500円） 保管サービス（貸し金庫） 月額：500円

(2) 法人成年後見事業

内 容	認知症などにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、春日市社会福祉協議会が成年後見人、保佐人または補助人となることにより支援します。
対 象 者	市内に居住し、他に適切な法定成年後見などを得られない人、かつ次のいずれかに該当する人 ①福祉あんしんサービス事業の利用者などであって、福祉あんしんサービス事業では対応が困難である事項が生じた人 ②春日市社会福祉協議会が法人後見などを担うことが適切であると判断される人
利用料金	・後見業務などの報酬 ・センター職員の移動に係る交通費その他後見業務などのうち、様々な処理をするために行う事業者への委託に係る費用

連絡先

春日市社会福祉協議会「福祉あんしんセンター」 春日市昇町3-101
TEL 581-7225 FAX 581-7258

3 成年後見制度

内 容	判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、判断能力の程度に応じて、家庭裁判所の定めた法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）による財産管理、身上監護（施設入所のための契約、日常生活上の契約など）のさまざまな援助を受けられます。
対 象 者	認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人 「補助」……判断能力が不十分な人 「保佐」……判断能力が著しく不十分な人 「後見」……判断能力が全くない人
申立て人	本人、配偶者、4親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行うことができます。（申立てをする人がいない場合は、市長が申立てを行う場合があります）
利用料金	原則申立人の負担で数万円～12万円程度（家庭裁判所が決定します）
相 談 先	福岡家庭裁判所 後見センター TEL981-9606 福岡市中央区六本松4-2-4
備 考	申立てから審判までは通常数ヶ月かかります。 成年後見人などはその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

4 任意後見制度

内 容	判断能力が不十分になった時に備えて、自分が信頼できる人とあらかじめ任意後見契約を結んでおき、将来契約内容に応じた支援を受けられる制度です。契約内容は本人の希望に応じて設定できます（財産管理、サービスの選択、施設入所契約など）。
対 象 者	現在は認知能力に問題ないが将来に備えたい人
申立て人	本人
相 談 先	筑紫公証役場 TEL925-9755 太宰府市都府楼南5-5-13
備 考	本人の判断能力が十分でなくなった時には、本人や任意後見受任者が家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が任意後見監督人を決定します。

介護をしている方の相談

春日市介護を考える家族の会「ひだまりの会」

内 容	認知症や高齢者の方を介護している家族が、介護に関する悩みや相談をお互いに話し合い、情報交換を行いながら活動しています。
対 象 者	家族を介護している市内在住の人
連 絡 先	春日市社会福祉協議会 TEL581-7225 春日市昇町3-101

若年性認知症に関する相談

1 福岡県若年性認知症サポートセンター

内 容	若年性認知症支援コーディネーターが、本人や家族からの相談を受け、医療・福祉・就労などに関する支援機関の紹介や、必要な情報提供を行います。
対 象 者	若年性認知症の人やその家族
連 絡 先	TEL0930-26-2370 行橋市大字金屋649-1（高齢者自立支援センター内） ※月～金曜日 10時～16時（お盆、年末年始を除く）面談は要予約。

2 若年性認知症コールセンター

内 容	厚生労働省が開設した若年性認知症の相談窓口です。専門相談員が若年性認知症に関する相談を受け付けています。
対 象 者	若年性認知症の人やその家族等
連 絡 先	TEL0800-100-2707 ※月～土曜日 10時～15時 ただし水曜日は10時～19時（祝日、年末年始を除く） ホームページ https://y-ninchisyotel.net/

認知症について

認知症は誰にでも起こる可能性のある脳の病気です。

早期発見、早期の受診・診断が大切です。

認知症には、様々な原因があります

	脳血管疾患性認知症	アルツハイマー型認知症	レビー小体型認知症
原因	脳梗塞・脳出血を起こした部分の脳細胞の死滅・減少により起こる。	異常なタンパク質の増加で神経細胞が変性し、脳が萎縮して起こる。	正体不明の異常なタンパク質が脳神経内にたまることで起こる。
発症と経過	急に発症し、段階的に進行する。	ゆるやかに発症し、徐々に進行する。	ゆるやかに進行するが、経過が早いこともある。

こんな症状ありませんか？

※(公社)認知症の人と家族の会作成「家族がつくった認知症早期発見のめやす」より

●もの忘れがひどい

- ☐ 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- ☐ 同じことを何度も言う・問う・する
- ☐ しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- ☐ 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

●判断・理解力が衰える

- ☐ 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- ☐ 新しいことが覚えられない
- ☐ 話のつじつまが合わない
- ☐ テレビの番組の内容が理解できなくなった

●時間・場所がわからない

- ☐ 約束の日時や場所を間違えるようになった
- ☐ 慣れた道でも迷うことがある

●人柄が変わる

- ☐ 些細なことで怒りっぽくなった
- ☐ 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- ☐ 自分の失敗を人のせいにする
- ☐ 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

●不安が強い

- ☐ ひとりになると怖がったりさびしがったりする
- ☐ 外出時、持ち物を何度も確かめる
- ☐ 「頭が変になった」と本人が訴える

●意欲がなくなる

- ☐ 下着を変えず、身だしなみを構わなくなった
- ☐ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ☐ ふさぎ込んで何をするのもおっくうがる

日常生活で上記のような症状が現れ、以前の状態と変化があるようなら、医療機関（P39）や地域包括支援センター（P32）に相談しましょう。

※若年性認知症に関する相談窓口は、P37をご覧ください。

相談する際のポイント

- 普段の様子を知っている人が付き添う。
- 「認知症ではないかと思うエピソードと時期」を紙に書いてまとめておく。
- 告知の方法について、本人と家族で話し合い、希望を決めておく。
- 受診を拒否する場合は、家族だけが先に受診し、医師と相談する。



筑紫医師会の「ものわすれ相談事業」

～認知症の早期発見・早期治療に向けて～

「ものわすれや認知症についての不安は、どこに相談すればよいのか？」とお悩みの方も多いことと思います。筑紫医師会では、認知症の早期発見と早期治療で重症化を予防するために筑紫地区五市（春日市・筑紫野市・大野城市・太宰府市・那珂川市）の高齢者支援の担当課と協力して、「ものわすれ相談事業」に取り組んでいます。相談医の講習を受けた「ものわすれ相談医」が認知症患者やその疑いのある人、また、その家族の悩みを聞き、適切な認知症診断と治療につなげることができる体制を整えています。気になる時は、かかりつけ医または、下記のものわすれ相談医にご相談ください。なお、下記の病院の情報は変更になる場合があります。詳しくは筑紫医師会（☎923-1331）にお問い合わせください。

ものわすれ相談医

病院名（医師名）	電 話	住 所
池田脳神経外科（池田 耕一）	☎589-0150	春日市小倉1-1
いなば心療クリニック（稲葉 隆緒）	☎583-7011	春日市春日原東町3-38セレザビル2F
おかもと内科医院（岡本 省吾）	☎595-6608	春日市春日9-2
たけの内科クリニック（竹野 文洋）	☎593-0500	春日市春日原北町3-63-1
馬場内科・乗本こころのクリニック（馬場 裕生）	☎558-3158	春日市須玖南3-87
樋口病院（松村 順）	☎572-0343	春日市紅葉ヶ丘東1-86
みぎた消化器内科（右田 良克）	☎589-7500	春日市惣利2-54

診断をサポートする高度MRI所有施設

病院名	電 話	住 所
池田脳神経外科	☎589-0150	春日市小倉1-1
陣の内脳神経外科クリニック	☎582-3232	春日市春日原北町3-63-1F
福岡徳洲会病院	☎573-6622	春日市須玖北4-5
原病院	☎581-1631	大野城市白木原5-1-15
済生会二日市病院	☎923-1551	筑紫野市湯町3-13-1
福岡大学筑紫病院	☎921-1011	筑紫野市俗明院1-1-1
牧病院	☎922-2853	筑紫野市永岡976-1
ごう脳神経外科クリニック	☎951-5219	那珂川市山田1150-1
吉田クリニック	☎985-9730	那珂川市中原4-53-2

心理行動症状治療をサポートする専門治療施設（混乱や徘徊などの心理行動症状の治療をサポート）

病院名	電 話	住 所
いなば心療クリニック	☎583-7011	春日市春日原東町3-38セレザビル2F
おおりん病院	☎581-1445	大野城市中央1-13-8
乙金病院	☎503-7070	大野城市乙金東4-12-1
ゆう心と体のクリニック	☎584-1501	大野城市白木原1-7-5-3F
くすの木クリニック	☎921-8333	太宰府市通古賀3-11-11サンシティ第2ビル2F
太宰府病院	☎922-3137	太宰府市五条3-8-1
筑紫野病院	☎926-2292	筑紫野市大字天山37
牧病院	☎922-2857	筑紫野市永岡976-1

認知症サポート医・認知症センター（詳細診断と心理行動症状の治療をサポートする施設）

病院名	電 話	住 所
池田脳神経外科（認知症サポート医）	☎589-0150	春日市小倉1-1
いなば心療クリニック（認知症サポート医）	☎583-7011	春日市春日原東町3-38セレザビル2F
おおりん病院（認知症サポート医）	☎581-1445	大野城市中央1-13-8
原病院（認知症サポート医）	☎581-1631	大野城市白木原5-1-15
ゆう心と体のクリニック（認知症サポート医）	☎584-1501	大野城市白木原1-7-5-3F
くすの木クリニック（認知症サポート医）	☎921-8333	太宰府市通古賀3-11-11サンシティ第2ビル2F
太宰府病院（認知症サポート医）	☎922-3137	太宰府市五条3-8-1
筑紫野病院（認知症サポート医）	☎926-2292	筑紫野市大字天山37
牧病院（福岡県認知症医療センター・認知症サポート医）	☎922-2857	筑紫野市永岡976-1
ごう脳神経外科クリニック（認知症サポート医）	☎951-5219	那珂川市山田1150-1

こんなときはこんな手続きが必要です！

こんなとき	手続きの仕方	持ってくるもの
介護サービスが必要になったとき	要介護（要支援）認定が必要です。市高齢課で申請してください。 窓口まで来られないなど事情があるときは、お電話にてご相談ください。	介護保険証、個人番号カード（通知カード） 医療保険に加入していることが確認できるもの ※主治医の医療機関名と姓名を確認してきてください。
介護認定の有効期間終了が近づいたとき	認定終了日の60日前から更新の申請ができます。市高齢課で申請してください。	介護保険証、個人番号カード（通知カード） 医療保険に加入していることが確認できるもの ※主治医の医療機関名と姓名を確認してきてください。
身体の状態が変わり介護度の変更の必要があるとき	市高齢課で申請してください。 窓口まで来られないなど事情があるときは、お電話にてご相談ください。	介護保険証、個人番号カード（通知カード） 医療保険に加入していることが確認できるもの ※主治医の医療機関名と姓名を確認してきてください。
死亡したとき	市高齢課で資格喪失手続きをしてください。	介護保険証、個人番号カード（通知カード） 負担割合証（持っている人のみ）など
他の市町村へ転出するとき	保険料の精算手続きをしてください。要介護（要支援）認定を受けている方は、市高齢課で受給資格証明書を受け取り、14日以内に転出先の市町村に提出してください。	介護保険証、個人番号カード（通知カード） 負担割合証（持っている人のみ）など
介護保険証・負担割合証などをなくしたり、汚して使えなくなったとき	市高齢課で、再交付の申請をしてください。	運転免許証など顔写真がついたもの1点もしくは、公的機関で発行された、顔写真がないものは2点

介護保険施設などに入所して、住所を施設のある市区町村に変更した場合は？

介護保険施設などに入所することにより、住所をその施設のある市区町村に変更した場合は、住所変更前の市区町村の被保険者になります。また、介護保険施設などに入所して、その後住所を別の施設に変更した場合には、引き続き入所前の住所地の市区町村の被保険者になります。ただし、住所地特例施設変更の手続きが必要です。

お問い合わせは

春日市役所 高齢課

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

☎092 (584) 1111 FAX 092 (584) 3090

ウェブサイト <https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

春日市北地域包括支援センター

（医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院）

〒816-0872 春日市桜ヶ丘4丁目23番地

☎092 (589) 6227 FAX 092 (589) 6228

春日市南地域包括支援センター

（社会福祉法人仁風会）

〒816-0841 春日市塚原台3丁目129番地

☎092 (595) 8188 FAX 092 (595) 6069

春日市東地域包括支援センター

（エフコープ生活協同組合）

〒816-0807 春日市宝町1丁目12番地7

☎092 (404) 0310 FAX 092 (404) 0225



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。